

教職員の皆さんへ

本年度、道内の公立学校において、教職員の不注意等により児童生徒の個人情報流出する事案や流出が疑われる事案が頻発し、深刻な事態となっています。

言うまでもなく、学校は児童生徒等の個人情報・要配慮個人情報を数多く保有しており、その取扱いには細心の注意が求められます。

個人情報が漏えいや流出した場合、犯罪に悪用される恐れがあるほか、一旦インターネット上に情報が流出した場合、それを完全に消し去ることはほぼ不可能であり、当事者が生涯苦しむことになりかねません。

ついては、各学校において、いま一度、個人情報の管理や取扱いに関する校内ルールを点検し、必要に応じて見直しを図るとともに、すべての教職員が校内ルールに従って行動することについて、対策を強化・徹底してください。

また、昨今の状況を踏まえ、個人情報の漏えいや流出の防止に向けた校内会議等を早急に開催するとともに、個人情報の取扱いに関する会議や研修を、毎年度定期的実施するようお願いします。

繰り返しになりますが、個人情報の漏えいや流出は、その当事者にとって著しい不利益になるとともに、不当に利用されたり悪用されるリスクがあり、絶対にあってはならないことです。

教職員の皆さんにおかれては、「児童生徒等の個人情報を実に守る」という意識の下、不断に注意を払いながら日々の教育活動を展開されるようお願いします。

令和6年8月8日

北海道教育委員会教育長

中 島 俊 明

個人情報適切な管理について

学校では、児童生徒の成績や指導の記録など、重要な個人情報数が多く取り扱われており、こうした児童生徒の個人情報を含む資料等が外部に漏えいすることのないよう、特に以下の点について、校内で取扱いを徹底してください。

- ① 児童生徒の成績や指導の記録などを含む個人情報は、原則として執務室（職員室等）から持ち出さないこと。
- ② やむを得ず①の情報を執務室外に持ち出す場合は、必ず管理職の許可を受けるとともに、必要最小限の範囲内とし、常に携行すること。
- ③ 個人情報を含む資料を複数印刷する場合は、ナンバリングを付すなどして、配付や回収の可視化を図ること。
- ④ 個人情報を含む資料は、机の引き出しや金庫など、施錠できる場所での保管を原則とすること。
- ⑤ 保存が必要な場合を除き、用途を終えた個人情報（電子データを含む。）は、管理職の監督の下、速やかに廃棄（削除）すること。
- ⑥ 会議等で個人情報を取り扱う場合は、可能な限りペーパーレス化を図ること。
- ⑦ 個人情報を含む電子データには、パスワードを設定するなど、厳重に管理すること。